

基本問題 第5問 大気汚染防止法3

問題文

A社は、電力事業の規制緩和に伴い、B県C市において、D発電所（石炭火力、出力17万キロワット）の設置（以下、本件設置）をした。

これに対して、本件設置以前よりD発電所付近（以下、本件地域）に住むEは、D発電所の稼働と近隣に所在するF社のG発電所からのばい煙と複合した結果、本件地域の窒素酸化物濃度について、環境基準を超えることが予想され、健康被害が発生すると危惧していた。なお、A社とF社は、D発電所とG発電所がたまたま本件地域内に存在するという点以外は、何ら関係のない事業者である。

その後、D発電所の工事計画は経済産業大臣の認可を受け、D発電所が操業を開始したところ、本件地域において、窒素酸化物の濃度が、常時環境基準を25%超えていることが確認されるようになった。そして、D発電所とG発電所のばい煙の排出割合は、前者が60%、後者が40%であることが判明した。なお、本件地域及びその周辺には、D発電所とG発電所以外には、ばい煙を排出する施設は存在しない。数年後、Eは、ぜん息に悩まされるようになった。本件地域には、E以外にも、同様にぜん息に苦しむ患者が多く確認されている。

自分がぜん息に罹患したのはD発電所とG発電所からのばい煙の排出が原因であると考えたEは、A社及びF社に対してどのような訴訟上の請求をすることが考えられるか。この場合における法律上の問題点について論ぜよ。

（司法試験平成28年論文式試験問題 第1問設問2改題）

本問は、複合的な大気汚染の事例である平成 28 年度第 1 問設問 2（以下、本件過去問）の事例をベースに、それを一部改題したものである。

本件過去問では、E が「健康被害が発生すると危惧する」状況、すなわち、まだ「損害」（民法 709 条）が発生する前の段階の事例であったため、損害賠償請求は問題にならず、民事差止めを論ずべき事例であったが（なお、本件過去問の事例においても、「将来」発生し得る損害についての賠償請求が可能か、ということは一応論点になり得るが、書いても書かなくても可否には影響しない程度の論点である）、本問は、E にぜん息という健康被害（損害）がすでに生じている事例であるから、損害賠償請求が問題となる事例である。しかも、原因者が複数（D 発電所を運営する A 社と G 発電所を運営する F 社）であるから、共同不法行為（同法 719 条）が問題となること、大防法の場合、無過失責任の規定（同法第 4 章の 2 25 条乃至 25 条の 6）の適用が問題となることについても、配慮が必要となる問題である。

なお、不法行為の成立要件のうち、因果関係について、本件過去問を解説した「過去問解析講座」の答案例においては、主に記述量を抑える目的から、疫学的因果関係論ではなく、蓋然性説で論述を行ったが、本問の答案例においては、前者での論述を行った。過去問解析講座の答案例と対比してほしいという理由の外、疫学的因果関係論が過去の大気汚染公害の裁判例において多く採用されてきたという理由による。そのような意味も含め、本問は、本件過去問と対比しながら検討していただきたい問題である。

以上

- 1
 - 1 Eは、D発電所を運営するA社とG発電所を運営するF社に対して、窒素酸化物の排出行為によりぜん息という健康被害（以下、本件損害）を受けたとして、共同不法行為による損害賠償を請求すべきである（民法709条、719条1項前段、大防法25条1項）。以下、当該請求を行う上で法律上問題になり得る点を論ずる。
 - 2 無過失責任について
D発電所とG発電所（以下、両発電所）が排出している「窒素酸化物」は、大気汚染防止法2条1項の「ばい煙」に該当するため、両発電所を運営するA社とF社（以下、両社）のEに対する損害賠償責任は、無過失責任となる（大防法25条1項）。
 - 3 因果関係について
両発電所による窒素酸化物の排出行為（以下、本件行為）と本件損害との間の因果関係については、すでに環境基準を超えた汚染があることが判明していること、E以外にもすでに多くのぜん息患者が存在することから、その証明を強いられる被害者（Eを含む一般市民）の救済を考え、疫学的因果関係が認められれば、集団的因果関係を推定すべきである。すなわち、①因子（ばい煙）が疾病（ぜん息）よりも時間的に先行し、②その因子の量が増えれば罹患率が増え、③反対に因子を消去すれば罹患率が低下し、④因子が疾病の原因として作用するメカニズムが生物学的に矛盾なく説明できるという、いわゆる「疫学4要件」を充たせば、集団的因果関係を認めるのである。
もっとも、集団的因果関係が認められても、Eの疾患が「ぜん息」と
- 2 いう非特異性疾患であり、大気汚染以外の原因（喫煙等）も考えられるため、Bへの個別因果関係まで直ちに認められるかは問題となる。この点、学説には、他地域の集団と比べて疾病率（相対的危険度・オッズ比）が相当程度高い（3～5倍）場合のみ、個別的因果関係の推定を認めるべきとする見解もある。しかし、被害者の立証負担の軽減（被害者救済）の見地から、上記の疫学的認定で集団的因果関係が証明された場合には、Eに対する個別的因果関係も事実上推定されると解すべきである（尼崎道路公害訴訟神戸地裁判決）。
- 4 違法性について
違法性の判断に関しては、①被侵害利益の性質、②侵害行為の重大性と公共性、③受益と受忍の彼此相補性、④先住後住関係などを総合考慮し、受忍限度を超えるかという観点から決すべきと解する。
まず、本件では、③の点は不明であり、確かに発電所には公共性が認められるものの（②）、被侵害利益はEの「健康」という一度侵害されれば取り返しのつかない重要な利益である（①）。また、環境基準を25%も超える汚染があるため侵害行為の重大性は高く（②）、EはD発電所が設置される以前より本件地域に先住する者である（④）。
以上を総合すれば、両発電所による大気汚染は受忍限度を超え、違法であると解する。
- 5 共同不法行為について
汚染源が両発電所と「複数」である点につき、民法719条の共同不法行為の成否が問題となる。

3 この点、同条1項前段の共同不法行為が成立するためには、共同行為者各人の行為が独立して不法行為（民法709条）の要件を満たす必要があるとする見解もある（山王川事件最高裁判決）。

しかし、そのような理解では、民法が709条とは別に、行為の関連共同性という要件を追加している共同不法行為の規定（民法719条）を設けた意義が没却されてしまう。また、特に公害事件では、個々の企業の汚染行為と、損害との間の因果関係を証明することが極めて困難である。

そこで、共同行為者の各人に「強い関連共同性」が認められる場合には、共同行為と損害との間に因果関係が認められれば、個別的因果関係の有無を問わずに全損害について責任を認め、他方、「弱い関連共同性」が認められる場合にも、共同行為者の各人は原則として全損害について責任が認められるが、自己の寄与度を証明できた場合には、その寄与度に応じた減免責が認められると解すべきである。具体的には、共同不法行為者間に、親子会社や役員派遣等の人的・資本的結合がある場合や製品・原材料の授受等の関係が認められるなど緊密な一体性が認められる場合には、強い関連共同性を認め（民法719条1項前段）、他方、そこまでの関係は認められないが、複数者の行為が社会観念上1個の行為と評価できる場合には、弱い関連共同性（同項後段）を認めるのである。

本問では、共同行為者である両社は、両発電所がたまたま本件地域内に存在するという点以外は、何ら関係のない事業者である以上、強い関

4 連共同性までは認められないが、両発電所から排出されるばい煙の中に含まれる窒素酸化物が合わさることで、環境基準値を上回る大気汚染が発生したという社会観念上1個の行為との評価はできるので、弱い関連共同性を認めることができる。

よって、両社は、Eに対して、両発電所が排出するばい煙の排出割合（寄与度）に応じた割合的な損害賠償責任（60：40）を負うと考える。

なお、大防法25条の2は、民法719条1項の適用がある場合には、当該損害の発生に関してその原因となった程度が「著しく小さい」と認められる事業者があるときは、裁判所はその者の損害賠償額を定めるに当たっては、その事情を斟酌することができる旨を定めている。しかし、本問では、両社の責任割合は「60：40」であるから、どちらかの会社が一方的に責任割合が「著しく小さい」とはいえないため、同条の適用はないと考える。

以上